

# 新型コロナウイルス感染拡大予防 にかかる施設管理指針

【神戸市防災コミュニティセンター】

令和 4 年 5 月 30 日第 23 版

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和4年5月30日以降、神戸市防災コミュニティセンターにて行われるイベント等（音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、各種教室等を含む）について以下のとおり要請する。また、政府等の対応方針が見直された場合は順次見直しを行う。利用の際は業種別ガイドラインの遵守を徹底するよう求めること。また、厚生労働省から提供されている新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）への登録を積極的に呼びかけ、有効な周知広報に努めること。

## 1 感染拡大を予防するための措置

### 1-1 指定管理者が講ずる具体的な対応策

#### 1-1-1 施設内の各所における対策

##### ①施設内

- ・施設内の不特定多数が触れやすい場所（長机、椅子の背もたれ、ドアノブ、マイク、マイクスタンド、アンプ類、ピアノの鍵盤、その他貸出品、エレベーターのボタン、蛇口、自動販売機のボタンなど）の消毒を適宜行うとともに、施設の開館の際には、施設内の換気について十分な対応をとること  
なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いること
- ・長机・椅子については、主催者に使用後に消毒するよう依頼すること（消毒液については指定管理者が用意する）
- ・会場の前後及び休憩中に、会場内の換気を行うこと  
また、主催者と調整の上、公演等の間も定期的に適切な換気を行うこと
- ・施設利用の利用交代のタイミングで適切な換気、消毒を行うこと
- ・手洗い、手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置すること  
不足が生じないよう定期的な点検を行うこと
- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること

##### ②施設出入口(1階)等

- ・主催者に対し、施設出入口(1階)に手指消毒用の消毒液を設置するように要請すること
- ・施設出入口(1階)は、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すよう工夫すること
- ・利用者にはエレベーターを使用させ（エレベーター1台当たりの定員は4人までとする）、非常時以外は屋内階段を使用させないこと
- ・利用者には長田消防署（2階、3階、ガレージ等）への立ち入りはさせないこと

##### ③ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するよう周知すること

- ・会場前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行うこと
- ・常時換気に努めること
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと
- ・密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保すること
- ・人ととの距離を十分に確保すること（1m）

#### ④トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清掃・消毒を行うこと
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう周知すること
- ・個人のハンカチ等を使うよう徹底すること
- ・トイレの混雑が予想される場合、指定管理者は十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すよう要請すること

#### ⑤清掃・ゴミの廃棄

- 指定管理者は施設の従事者及び清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請すること
- ・清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること
  - ・作業を終えた後は、手洗い、消毒を行うこと

### 1－1－2 従事者に関する感染防止策

- ・マスク常時着用や手指消毒を徹底すること
  - ・出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5°C以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応をおこなうこと
- さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とすること
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること
  - ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと

### 1－1－3 周知・広報

- 感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報すること
- ・咳エチケット、適切なマスクの正しい（削除：常時）着用（不織布を推奨）、手洗い・手指の消毒の徹底
  - ・社会的距離の確保の徹底
  - ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の

充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）への登録を積極的に呼びかけ、パンフレットに印字する等有効な周知広報に努めること。

#### 1－1－4 症状のある方の利用制限

- ・主催者に利用者の来館前の体温チェック等の実施を依頼すること
- ・主催者に利用者が以下の場合には、入場しないよう要請することを依頼すること  
発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合  
咳、咽頭痛などの症状がある場合  
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合  
過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

#### 1－1－5 保健所との関係

- ・施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携を図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えること
- ・万が一感染が発生した場合に備え、主催者に事前に把握している範囲で利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を利用した最終日から一定期間（概ね1カ月間）保管させ、保健所等の公的機関から提供の求めがあれば提出いただくよう依頼すること。

### 1－2 利用者に協力を求める具体的な対策

- (1) 業種別ガイドラインの遵守
- (2) 適切なマスクの正しい着用（不織布を推奨）
- (3) こまめな手洗
- (4) 施設内のかまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- (5) こまめな換気
- (6) 入退室時や待合場所等では密集せず、身体的接触は避ける
- (7) 入室前（自宅出発前）の検温
- (8) 参加者の把握及び新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）への登録

※ (2)については、2メートルの身体的距離を確保し、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。

別紙の「利用にあたってのお願い」を、利用申し込み時と入館時に利用者に対し周知ください。また、利用者（主催者）と指定管理者は、双方で内容を確認しチェックを入れてください。

## 《利用にあたってのお願い》

別紙

下記の事項について確認しチェックをしてください。		主催者	指定管理者
<b>&lt;ご利用について&gt;</b>			
1	業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止対策の徹底を前提に利用してください。		
2	感染が発生した場合に備え、主催者は事前に把握している範囲で利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を利用した最終日から一定期間（概ね1ヶ月間）保管し、保健所等の公的機関から提供の求めがあれば提出してください。		
3	椅子、長机の使用後は、主催者が消毒をおこない返却してください。（指定管理者が消毒液、布巾を準備します。）		
<b>&lt;ご利用中のお願い&gt;</b>			
4	30分に1回、窓又はドアを開け、5分間程度換気してください。また、換気が不十分な場合、ドアを開放して使用してください。		
<b>&lt;来館時のお願い&gt;</b>			
5	来館前には、体温を測定いただき、体調不良の場合は、来館しないでください。また、来館時に体温を測定いただく場合があります。		
6	来館時には1階エレベーターホールにおいて手指消毒をしてください。 (主催者が手指消毒用アルコールなどを準備してください。)		
7	4階ホールへはエレベーターを使用し、非常時以外は屋内階段を使用しないでください。		
8	来館時やロビー等では密集せず、身体的接触は避けてご利用ください。		
9	施設内では、原則マスク着用をお願いしていますが、2メートルの身体的距離を確保し、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。		
10	施設内では、利用者同士で大声での会話をしないでください。		
11	長田消防署（2階、3階、ガレージ等）のスペースは立ち入り禁止とします。		
<b>&lt;その他&gt;</b>			
12	新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）への登録にご協力をお願いします。		

### 【参考】

#### ■内閣官房「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210108>